平成２９年（フ）第６３号
堺市堺区中向陽町１丁１番20―103号、前住所堺市堺区協和町５丁481番地　塩穴団地１棟807号
債務者　泉谷　直樹
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第７２号
堺市美原区多治井308番地21、前住所堺市美原区多治井47番地４
債務者　ＩＫ企画こと　池田　善之
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第９１号
大阪府羽曳野市白鳥３丁目12番９号
債務者　中川　房江
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第２１号
熊本市南区南高江１丁目14番105号　セントラルビィレッジ203号
債務者　堀川　　直
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３６号
熊本県宇土市境目町627番地１　エミスフェール203号
債務者　河野　友子
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１０号
北海道伊達市館山下町２番地
債務者　對馬　利昭
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第１１号
北海道登別市富岸町２丁目10番地３
債務者　元石　佑美（旧姓竹元）
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第３号
北海道帯広市東１条南６丁目14番地２　グランドール司
債務者　富田　英之
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第１３号
北海道河西郡中札内村西２条南７丁目１番地泉団地４―13
債務者　山田　晴美
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第６号
群馬県太田市新田早川町51番地
債務者　松本　博史
1　決定年月日時　平成29年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第２６６号
香川県高松市多肥上町45番地１　エルディム植村Ｃ101
債務者　三島　則子（旧姓穴吹）
1　決定年月日時　平成29年２月15日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３号
山梨県甲府市住吉５丁目３―20　シティ・ウィンズＢ　303号室、住民票上の住所山梨県甲府市上今井町2308番地
債務者　辻　　佳徳
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１１号
香川県高松市香川町大野2163番地34
債務者　日下さつき（旧姓枚本）
1　決定年月日時　平成29年２月15日午前９時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第１２号
香川県仲多度郡琴平町五條335、住民票上の住所香川県仲多度郡まんのう町吉野下1001番地３
債務者　西岡　幸治
1　決定年月日時　平成29年２月15日午前９時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第１４１２号
千葉市中央区末広２丁目11番22―103号
債務者　内藤　則彦
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１４２７号
千葉県船橋市金杉７丁目11番13号
債務者　髙頭奈津希
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１号
千葉市美浜区幸町１丁目13番３棟404号
債務者　小原　摩弥
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係